

協同組合福光商業会が発行する

「福光商品券」払戻しのお知らせ

協同組合福光商業会は、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記のとおり、福光商品券の払戻しを行います。

払戻商品券

未使用の福光商品券（1,000円券・500円券）
未使用の新生児誕生祝商品券（1,000円券）

払戻期間

令和2年 10月1日(木)から

令和2年 12月31日(木)まで

※上記期間内に申し出されない場合は、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻場所

(協) 福光商業会	月曜～金曜（祝日は除く）午前9時～午後8時
坂上松華堂	月曜～日曜（水曜定休）午前8時～午後7時
高文堂書店	月曜～日曜（第3日曜定休）午前9時～午後8時
石崎家具（株）	月曜～日曜（水曜定休）午前10時～午後7時
イケダスポーツ	月曜～日曜（水曜定休）午前9時～午後7時

払戻方法

当該商品券を払戻場所にご持参の上、口頭にてその旨お申し出ください。その場で当該商品券と交換に、額面どおりの現金にてお支払いいたします。

◆ 払戻商品券見本 ◆

